

●国土調査促進特別措置法及び国土調査法の一部を改正する法律案

〈日切れ扱い、予算関連法律案〉

国土調査を一層促進するため、平成21年度末にその期限を迎える現行の国土調査事業十箇年計画に引き続き、内閣において平成22年度を初年度とする計画を策定することとともに、同計画の対象となる国土調査事業に、地籍調査の基礎とするために行う土地及び水面の測量を追加するほか、都道府県又は市町村が一定の要件を満たす法人に国土調査に係る調査、測量等を委託することができることとする等の措置を講ずる。

施策の背景

平成20年度末における地籍調査の進捗率は、全国で48%
(うち都市部は20%、山村部は41%と低位)



都市再生に支障が生じた例

六本木の再開発では、境界確認に4年の年月と、1億円の追加経費を要した

地籍調査を実施していない場合の弊害

- 土地の境界が不明確であり、土地取引等におけるリスクが発生
- 境界確認に時間と費用を要し、都市再生等のまちづくりに支障
- 判別できなくなった境界確認から始めるため、災害復旧に遅れ
- 行政機関による公共用地の適正管理に支障
- 地積が不明確であり、課税の公平性の確保に課題
- 山村の境界が不明確なことにより、適正な森林施業等に支障



土地の境界をめぐる隣人トラブルに発展する例も

**国と地方の一層の適切な役割分担の下、民間の力を活用しつつ
地籍調査の円滑かつ着実な実施を図る**

概要

国土調査促進特別措置法の一部改正

○第6次国土調査事業十箇年計画の策定

国土全域での調査の進捗を図るため、平成22年度以降の十箇年の計画を策定し全国統一的な見地等からの目標を設定

十箇年計画に基づき、計画的かつ効果的に調査を推進

○基本調査の範囲拡大

十箇年計画に位置付けて実施する基本調査を基準点測量以外の測量にも拡大

都市部において、官民境界情報の整備を促進するための基礎的な調査を実施

山村部の境界情報を保全するための基礎的な調査を実施

国土調査法の一部改正

○民間による国土調査の実施

都道府県・市町村

国土調査に係る調査、測量等を委託することを可能とする

一定の要件を満たす法人

都道府県又は市町村が、一定の要件を満たす法人に、国土調査に係る調査、測量等を委託することを可能とする

財政状況、行政需要の多様化等により、市町村等において地籍調査の大幅な進捗を図ることが困難な現状において、民間の活力を導入し実施体制を強化することで、市町村の負担を軽減し調査面積の拡大を図る

国の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法律案（仮称）

<予算関係法律案、日切れ扱い>

国が管理する道路、河川等の維持等に要する費用に係る都道府県等の負担金を廃止する等のため、関係法律の規定について所要の改正を行う。

現行制度の概要

国が行う道路、河川等に関する事業（直轄事業）について、受益者負担の観点から、都道府県等がその費用の一部を負担



見直しの概要

- 直轄事業負担金制度の廃止への第一歩として、平成22年度から維持管理負担金を廃止【法律】
 - ※ 経過措置として、平成22年度に限り、維持管理のうち特定の事業（※）に要する費用については、その対象を明確にした上で、都道府県等から負担を徴収
- 併せて、直轄事業負担金の業務取扱費を全廃するとともに、公共事業に係る補助金の事務費も全廃【予算】

直轄事業の負担率（道路の場合）

		H21年度	H22年度	H23年度
新設・改築		国 : 2/3 地方 : 1/3	国 : 2/3 地方 : 1/3	国 : 2/3 地方 : 1/3
	特定の事業（※）	国 : 5.5/10 地方 : 4.5/10	国 : 5.5/10 地方 : 4.5/10	国 : 10/10 地方 : 0/10
維持管理		国 : 5.5/10 地方 : 4.5/10	国 : 10/10 地方 : 0/10	国 : 10/10 地方 : 0/10

（※）特定の事業：安全性の確保等のために速やかに行う必要のある特定の維持管理

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案 〈期限切れ法律案〉

背景

〈マルポール条約附属書I〉(油による汚染の防止のための規則)

- ・油流出事故による被害の大きさを踏まえ、貨物油の船舶間積替えという油流出の危険性の高い行為について規制を導入 ⇒ MEPC59(H21.7)で改正案が採択
→平成23年1月発効
- ・南極海域におけるクルーズ船等の航行実態及び同海域の特殊性を踏まえた規制強化 ⇒ MEPC60(H22.3)で改正案が採択予定
→平成23年7月発効予定

〈マルポール条約附属書VI〉(船舶による大気汚染の防止のための規則)

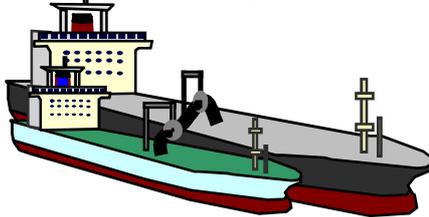
- ・世界の商船の隻数の増加及び大型化に伴う原動機の生産量増加・高出力化に合わせた規制の見直し、及びその他の大気汚染の防止のための規制の見直し ⇒ MEPC58(H20.10)で改正案が採択
→平成22年7月発効
- ⇒ 従来の排ガス規制の基準を強化するとともに、規制の実効性をより高めるため、窒素酸化物放出規制対象原動機の追加、排出ガスの放出に関連する作業に係る手引書の備置き義務の導入等

MEPC(海洋環境保護委員会):国際海事機関(IMO)の中の海洋環境に特化した専門委員会。ロンドンにおいて2年に3回開催

概要

〈附属書I関連〉

★貨物油の船舶間積替えの規制



- 船舶間貨物油積替作業手引書(仮称)の備置義務
- 当該手引書の遵守義務
- 海上保安庁長官による措置命令の新設等

★南極海域における重質油の積載の規制



南極海域(南緯60度以南の海域)における重質油の積載禁止の新設

〈附属書VI関連〉

★窒素酸化物(NOx)の放出規制



窒素酸化物放出規制の対象原動機の追加等

★揮発性有機化合物の放出規制



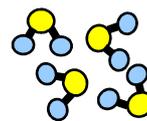
揮発性物質放出防止措置手引書(仮称)備置義務の新設

★オゾン層破壊物質の放出規制



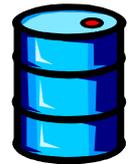
オゾン層破壊物質を含む材料・設備の一覧表の備付義務等の新設

★硫黄酸化物(SOx)の放出規制



燃料油変更作業手引書(仮称)の備置義務の新設

★燃料油の使用等に関する規制



基準適合燃料油の使用に関する規制の適用除外の新設

高速自動車国道法の一部を改正する等の法律案(仮称)

高速自動車国道の整備に関し、その過程の透明性の向上を図るため、高速自動車国道の整備計画の策定等に当たっては、社会資本整備審議会の議を経なければならないこととするとともに、国は、高速自動車国道の整備に関する事業評価の結果の公表を行うこととする等所要の措置を講ずるほか、国土開発幹線自動車道建設法を廃止する。

現行制度の課題

高速自動車国道の整備に関する過程の透明性が不十分

国幹会議

- ・ 国会議員と学識経験者が混在し、各々の見地からの専門的な議論を集中して行えない
- ・ 一部の議員しか参加できず、国会における多様な意見を反映できない

国会審議

- ・ 事業評価の結果が予算成立後に公表されるため、予算審議に間に合わない
- ・ 国幹会議の審議があることで国会審議が制約される場合がある

新たな仕組みの構築

国会、学識経験者が、それぞれの観点から、高速自動車国道の整備の内容について厳正にチェックし得る仕組みに移行

第三者機関によるチェック

○社会資本整備審議会への付議

【法律】

- ・ 予定路線の決定、路線の指定、整備計画の策定等に当たり、必ず付議
- ・ 専門的・技術的見地から、計画の妥当性等を審議

国会によるチェック等

○政府に事業評価結果の開示等の責務

【法律】

- ・ 事業評価の結果の開示等、過程の透明性を確保するための措置を実施

※予算審議に向けて評価結果を開示することで、国会の厳格なチェックを可能化

※これらの措置に伴い、国幹会議及び同会議の設置根拠である国幹道法は廃止【法律】

高速自動車国道の整備に関する
過程の透明性の向上

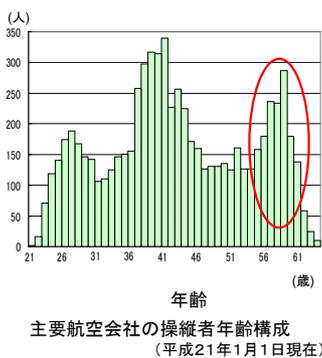
航空法の一部を改正する法律案

国際民間航空条約附属書の改正等に対応し、航空運送事業に従事する操縦者の安定的な確保、航空の安全性の向上及び航空会社の競争力の強化を図るため、航空従事者技能証明の資格として准定期運送用操縦士(仮称)の資格を創設するとともに、特定操縦技能(仮称)の審査制度の創設及び航空身体検査証明の有効期間の適正化等の所要の措置を講ずる。

背景

団塊世代の操縦者の大量退職、羽田・成田空港等の発着能力の増強、機材小型化による多頻度運航等に適確に対応するため、**操縦者の安定的な確保が喫緊の課題**

団塊世代の操縦者の大量退職



空港の発着能力増強

【羽田空港】

【現行】30.3万回/年
 → 44.7万回/年※
 ※昼間40.7万回/年

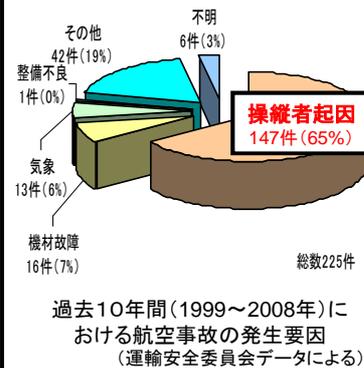
【成田空港】

【現行】20万回/年
 → 22万回/年に拡大

機材小型化多頻度運航



航空事故の大半は操縦者に起因



※ 諸外国においては、飛行前の一定期間内における操縦技能の審査を義務付けるなどの操縦者の技量維持制度を既に整備

航空身体検査証明の有効期間について、**国際標準との整合を図り、外国航空会社との対等な競争条件の整備等が必要**

(例)エアライン機の機長の有効期間

日本	6月
国際標準	1年(60歳未満) 6月(60歳以上)

法案の概要

「准定期運送用操縦士(仮称)」の資格の創設

国際民間航空条約附属書に創設された操縦士資格である「准定期運送用操縦士(仮称)」を導入し、2人操縦機(エアライン機)の操縦に関する訓練を重点的に実施することにより、安全性の更なる向上を図りつつ、エアライン機の副操縦士を効率的に養成し、操縦者の安定的な確保を図る。

特定操縦技能(仮称)の審査制度の創設

操縦者の適切な技量維持を図り、操縦者に起因する航空事故等を防止するため、操縦士資格取得後も、操縦に関する知識及び能力のうち、離着陸時の操縦や非常時の操作等の特定操縦技能(仮称)が維持されていることの審査を、飛行前の一定期間内に受けることを義務付ける。

航空身体検査証明の有効期間の適正化

航空身体検査証明の有効期間について、国際標準を踏まえ年齢等に応じて設定し、60歳未満のエアライン機の機長について延長(6月→1年)するとともに、疾病リスクの高い年齢層等に対しては重点的に検査することとし、航空会社の負担軽減に寄与しつつ、航空の安全を確保する。

●賃貸住宅における賃借人の居住の安定確保を図るための家賃債務保証業の業務の適正化及び家賃等の取立て行為の規制等に関する法律案(仮称)

賃貸住宅の家賃等の悪質な取立て行為の発生等の家賃の支払いに関連する賃貸住宅の賃借人の居住をめぐる状況にかんがみ、賃貸住宅の賃借人の居住の安定の確保を図るため、家賃債務保証業の登録制度の創設、家賃に係る債務の弁済の履歴に関する情報の収集及び提供の事業を行う者の登録制度の創設、家賃等の悪質な取立て行為の禁止等の措置を講ずる。

家賃の支払いに関する課題

<賃貸住宅への入居時>

- 少子高齢化、人間関係の希薄化等により、連帯保証人の確保が困難
- 弁済履歴情報データベース作成の動き

<入居中(家賃の滞納時)>

- 深夜に及ぶ取立て等、家賃等の悪質な取立て行為の発生

必要な対応

- 家賃債務保証業者の業務の適正な運営の確保等、賃貸住宅への入居機会の確保
- 家賃等の悪質な取立て行為の禁止

法規制の概要

①家賃債務保証業の登録制度

- ・登録の義務付け
- ・保証委託契約締結の前後の書面交付義務
- ・帳簿の備付け
- ・従業者の証明書携帯

②弁済履歴情報データベースの登録制度

- <データベース作成事業者>
- ・登録の義務付け
 - ・業務規程の作成義務
 - ・秘密保持義務
- <加入業者>
- ・情報提供に関し、賃借人の同意取得義務
 - ・情報利用に関し、賃借人への情報開示義務

③家賃等の悪質な取立て行為の禁止

- ・家賃債務保証業者、住宅の賃貸事業者、賃貸管理業者による悪質な取立て行為の禁止(取立ての委託先も含む。)

家賃債務保証業者の業務の適正な運営の確保を図るとともに、家賃等の悪質な取立て行為を排除すること等により、**賃貸住宅の賃借人の居住の安定確保**を図る。

●国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全確保に関する法律案（仮称）

輸入し、又は輸出される貨物を詰め、その詰替えを行わずに船舶及び自動車を用いて一貫運送されるコンテナの自動車運送の安全を確保するため、受荷主等に対し、当該コンテナに詰められた貨物の品目等に係る情報を貨物自動車運送事業者等に伝達すること等を義務付けるほか、当該コンテナの運送について貨物自動車運送事業者等が遵守すべき事項等について定める。

背景

コンテナトレーラーに係る事故が多数発生

	輸入コンテナ	輸出コンテナ	合計
平成18年	6	0	6
平成19年	3	5	8
平成20年	3	2	5
平成21年	5	3	8
合計	17	10	27

甚大な被害

死者 名、重傷 名

※事故種類が転覆・転落又は路外逸脱のもの



コンテナ落下事故(H21.5)[名古屋市]

法案の概要

1. コンテナ情報の伝達等

●受荷主等に対し、国際海陸一貫運送コンテナに詰められた貨物の品目等に係る情報をトラック事業者等に伝達すること等を義務付ける。

2. 港湾における不適切な輸入コンテナの発見・是正

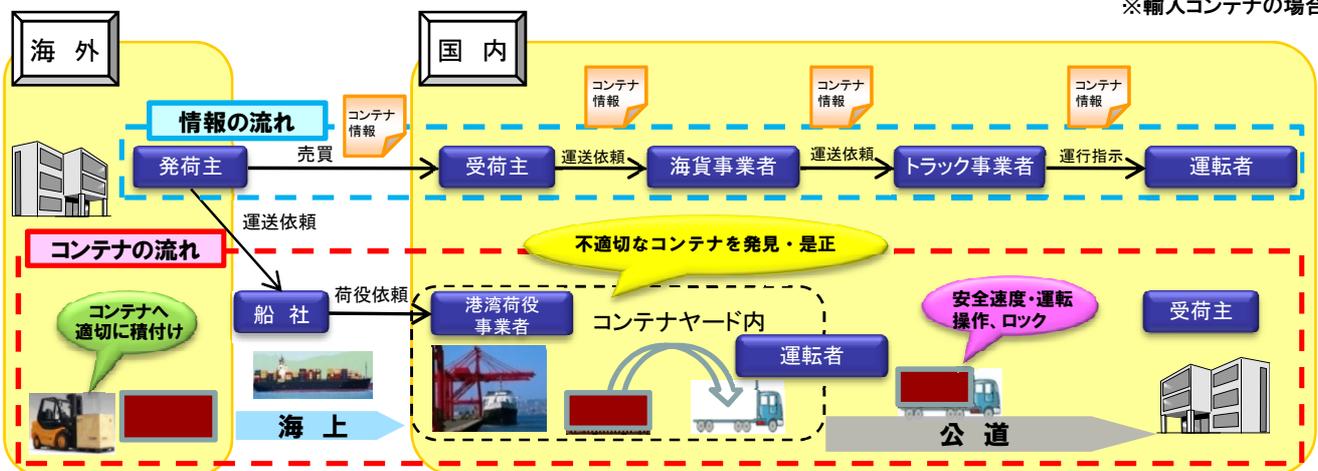
●コンテナを取り扱う港湾・埠頭において、過積載・偏荷重等の不適切な状態にある輸入コンテナを発見・是正するための制度について検討する。

3. トラック事業者・運転者の遵守事項等

●国際海陸一貫運送コンテナの運送について、安全速度での運転、コンテナロックの確実な実施等に関しトラック事業者等が遵守すべき事項を定める。

総合的な安全対策のイメージ

※輸入コンテナの場合



国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全を確保

●土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案

○河道閉塞(天然ダム)等の土砂災害から国民の生命・身体を保護するため、市町村が住民への避難の指示等を適切に行えるよう、土砂災害の発生が切迫している場合における、国又は都道府県による緊急調査の実施、土砂災害の被害が想定される区域及び時期の市町村への通知及び一般への周知等必要な事項を定める。

背景・ニーズ

- ・岩手・宮城内陸地震(H20)や新潟県中越地震(H16)の際には多数の**天然ダム**が形成。
- ・**天然ダム**は、ひとたび決壊すると下流域に**多大な被害**が及ぶおそれが高いため避難指示等を行う必要があったが、**市はこのような特殊な土砂災害に関する技術を有しておらず、住民を避難させるべき範囲や時期を独自に判断することが困難**なため、自治体の要請に基づき国土交通省が緊急的に技術的支援を実施。



岩手・宮城内陸地震による天然ダム



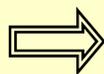
当初想定された磐井川下流域の避難対象エリア
(天然ダムから概ね20Km)

現行の土砂災害防止法の課題

○土砂災害防止法は、都道府県知事による基礎調査を行った上で、土砂災害のおそれのある区域について、警戒避難体制の整備、警戒避難に関する事項の住民への周知、特定開発行為の制限、建築物の構造の規制、既存住宅の移転等の勧告等のソフト対策推進を目的に平成13年に施行。

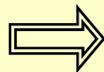
→**現行法は、時間的猶予をもって区域指定等を行う事態を想定**

課題① 土砂災害の危険が切迫している状況(クラック等土砂災害の兆候が発見された場合)への対応を想定していない。



土砂災害の経験の少ない市町村では、**タイミングを逸することなく、適切な範囲の住民に対して避難指示等を行うことが困難**であり、国・都道府県による支援が必要。

課題② 特に、天然ダムの決壊による土石流の発生等、**大規模かつ特殊な土砂災害** (例:中越地震、岩手・宮城内陸地震)への対応を想定していない。



対応に**極めて高度な技術力が必要**となるため、国の役割や関与の明確化が必要。

主な改正内容

1. 土砂災害の発生が切迫した場合における**国又は都道府県による緊急調査の実施**
2. **土砂災害の被害が想定される区域及び時期の通知、一般への周知** 等 8

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための 低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律案(仮称) <予算関連法案>

背景

- ・我が国は国土面積(約38万km²)の約11倍の世界有数の排他的経済水域の面積(約405万km²)を設定。
- ・平成20年11月の大陸棚延長申請、平成21年3月の「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」の策定、平成21年12月の「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」の決定等が行われた。
- ・排他的経済水域等の確保に資する低潮線の保全が緊急の課題。
- ・遠隔地にある離島は排他的経済水域等の利用上重要な位置にあるが、港湾等の利用活動のための拠点施設が整備されていない。

目的

排他的経済水域及び大陸棚が天然資源の探査及び開発、海洋環境の保全その他の活動の場として重要であることにかんがみ、低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する基本計画の策定、低潮線保全区域において必要な規制、並びに特定の離島を拠点とする排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用に関する活動に必要な港湾の施設に関し必要な事項を定めることにより、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進を図り、もって我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上を図る。

概要

<基本計画>

★低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する施策の推進のための基本計画の策定

低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する基本的な方針、低潮線の保全を図るために行う措置に関する事項、特定離島における拠点施設の整備の内容等を定める。

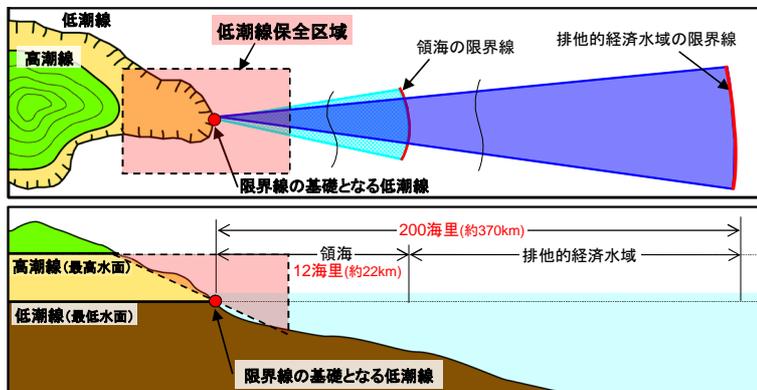
<低潮線保全区域>

★低潮線保全区域の指定

排他的経済水域等の限界を画する基礎となる低潮線等の周辺の水域で保全を図る必要があるものを区域指定。

★行為規制

低潮線保全区域内において海底の掘削等低潮線の保全に支障を及ぼすおそれがある行為をしようとする者は国土交通大臣の許可を受けなければならない。



※長崎県男女群島鮫瀬の低潮線が約2km後退すると約78km²(東京ドーム約1,700個分)の排他的経済水域面積が減少

<特定離島における拠点施設の整備>

★特定離島の指定

地理的条件、社会的状況及び施設整備状況等から周辺の排他的経済水域等の保全及び利用を促進することが必要な離島を特定離島として指定。

★特定離島港湾施設の建設等

基本計画に定める国の事務又は事業の用に供する港湾の施設を国土交通大臣が建設、改良及び管理するとともに、当該施設周辺の一定の水域の占用等を規制。



イメージ(南鳥島)